

令和7年度 金沢市卸売業組織力強化支援事業 募集要領

1. 目的

本市の卸売業の組織力強化を図るため、中小卸売事業者団体が行う人材の確保及び育成やデジタル化の推進に繋がる事業に対し支援を実施する。

2. 補助対象者

市内に主たる事業所を有する中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体）で、当該中小企業団体の構成員の半数以上が市内に主たる事業所を有する中小卸売事業者であるもの

3. 補助対象事業

団体全体の組織力強化に寄与する事業で、かつ団体として実施する次の事業

- ・人材の確保及び育成に係る事業

（例）組合員向けセミナーの開催、外部研修への組合員派遣

- ・デジタル化の推進に係る事業

（例）ウェブ等を活用した情報発信、システムの導入、業務のオンライン化など

※対象事業に関し、他の補助事業等との併用は不可。

4. 補助対象期間

補助金交付決定の日から令和8年3月31日まで

5. 補助金額

補助率 1／2以内（1件あたりの上限 50万円）

1団体につき1年に1回限り

6. 補助対象経費

経費区分	内 容
謝金	講師、専門家等に支払う謝金
旅費	講師、専門家等に支払う招へい旅費
印刷製本費	研修会資料、チラシ等を印刷する経費
通信運搬費	郵送料、宅配便代金（電話代、回線使用料等は含まない）
委託料	調査研究、構想策定、研修会・講習会の実施等について外部専門業者・機関等に委託する経費
会場借上料	研修会等を開催する際の会場借上料
物品賃借料	事業実施に直接必要な物品を賃借する経費
消耗品費	事務用消耗品の購入費
調査研究費	調査研究、構想策定に必要な経費（直接実施分）
受講料	調査研究や構想策定に必要な研修会（長期のものも含む。）等を受講する際に必要な経費
雑役務費	調査研究、構想策定に携わるアルバイト代

※補助対象：証拠書類によって金額等が確認できるもの

〔補助対象期間外に支出した経費や、会合飲食費等の事業に直接関わりのない経費、
備品購入費、仕入れ等にかかる経費は補助対象外〕

7. 申込手続

(1) 申込書類（各1部）

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・市税滞納有無調査承諾書
- ・調査承諾書
- ・団体の定款、規約又は会則の写し
- ・構成員名簿
- ・財務諸表（直近の決算書等）

※提出された書類の返却は行わない

※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合あり

※事前に商工労働課と打合せが必要

(2) 募集期間

令和7年5月20日（火）から令和7年6月30日（月）

(3) 申請書類の提出先

金沢市商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

8. スケジュール

令和7年5月20日（火） 募集開始

令和7年6月30日（月） 募集締切

令和8年3月31日（火） 補助事業完了期限

実績報告（以下の書類等を各1部提出）

- ・補助事業実績報告書（市様式）
- ・金沢市卸売業組織力強化支援事業実施報告書
- ・成果物（写真、データ等）
- ・収支報告書（任意様式）
- ・領収証の写し

9. その他注意事項等

- （1）補助金の交付は、補助事業実績報告書の提出後とする。
- （2）補助事業者は、事業期間内に商工労働課長の求めがあった場合には、事業遂行状況や収支状況等について報告を行うこと。
- （3）補助事業者が事業の途中で取組を継続できなくなった場合、市は交付決定の全部もしくは一部を取り消す、または決定内容を変更する場合がある。
- （4）市は、卸売業の活性化のため、実施団体の名称を含め、事業の全部または一部を公表できるものとする。

10. 問い合わせ先

金沢市商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2193 FAX 076-260-7191

メールアドレス syoukou@city.kanazawa.lg.jp